

処 分 基 準

令和 7 年 3 月 12 日 作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第24条
処 分 の 概 要：古物営業の停止命令
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「古物営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：